

最終講義

志は高く、実践は着実に  
—創価大学法科大学院生に期待する—

創価大学名誉教授  
桐ヶ谷 章

はじめに

- I 私と創価大学
    - 1 創価大学との関わり
    - 2 法曹の育成
    - 3 宗教法の研究と教育
  - II 目指す法曹像
    - 1 建学の理念と創価法学
    - 2 司法制度改革審議会意見書の示す法曹像
    - 3 創価大学こそ新時代の法曹の旗手
    - 4 創立者の示された理念
    - 5 創立者の期待
  - III 信教の自由の今日的意義・重要性
    - 1 気になる動き
    - 2 国家による宗教管理は断じて許すな
  - IV 志は高く、実践は着実に
    - 1 志を高く持っていただきたい
    - 2 志は実現されて初めて意味を持つ
    - 3 志が力を生む
- 結びにかえて—創価大学法科大学院生の勝利を期待する

## はじめに<sup>1)</sup>

皆様本日は、本当にありがとうございます。

先ほど尹龍澤研究科長より過分なご紹介をいただき恐縮しておりますが、1986年4月より、創価大学法学部にお招きをいただきより27年間、法学部・法科大学院でお世話になり、本年（2013年）3月をもって定年により退職することになりました。

それに際し、このような最終講義という機会を持っていたいただいた尹研究科長はじめ法科大学院の先生方に心から感謝申し上げます。そして、本来この時間は、「実定法と基礎法」の授業になりますが、その時間を私の最終講義として提供してくださっている履修者の皆さん、ありがとうございます。

また、ご挨拶いただいた岩元隆先生、矢部善朗先生は、2004年の法科大学院開設と同時に一実はその前の準備段階からなのですが一専任教員として馳せ参じてくださった先生方です。この両先生もこの3月で任期満了により退職されることになっております。法科大学院の立ち上げから草創期の一番重要な時期に、ともに法科大学院建設のために、一切を投げ打って汗をかいていたことに、心から敬意を表し、感謝申し上げるとともに、本来であればご自分たちも十分な時間を割いてお話ししていただきたいところでありますが、私のために時間を提供してくださったことに、衷心より御礼申し上げます。

本日は、ご多忙の中このように大勢の皆様にご参加いただき、心から感激しております。法学部、法科大学院の先生方、ありがとうございます。伊藤滋夫先生もご多忙の中、わざわざお越しいただき、本当にありがとうございます。「実定法と基礎法」履修者の皆さんはじめ法科大学院在学生の皆さん、学部で「宗教法」を履修して下さっている方はじめ学部生の皆さん、法学

---

1) 本稿は、私が2013年1月15日に創価大学において、「最終講義」の機会をいただき、その際にお話させていただいた内容に、加筆・補充を加え、作成したものである。

研究科の皆さん、ありがとうございます。法科大学院修了生の皆さん、学部時代のゼミ卒業生の皆さん、わざわざ駆けつけてくださり、本当にありがとうございます。

創価大学の教員として27年間、大変お世話になりました。学長、理事長はじめ大学関係者の方々に心より感謝申し上げます。

法学部、法科大学院の先生方には、様々なご苦労やご迷惑をおかけしたことを、心よりお詫び申し上げます。とりわけ、法学部長時代、法科大学院研究科長時代、至らぬ自分を支えていただき、何とかその任を全うすることができました。また、先生方の献身的なご協力とご尽力により、法科大学院を立ち上げ、順調に船出をすることができました。本日駆けつけてくださった伊藤先生やご退職された小野淳彦先生を含め、先生方には、心より感謝申し上げます。

学生の皆さんも拙い講義を熱心に聞いてくださり、また、法科大学院の建設にもさまざまな形で共戦していただき、大変にありがとうございました。

事務室の皆様にも多大なご迷惑やご負担をおかけいたしました。心からお詫び申し上げますとともに、全力でご支援・ご尽力いただきましたことに、衷心より御礼申し上げます。

そして何よりも、様々な機会に温かく見守っていただき、激励・ご支援をいただいた、私の人生を通しての師匠である、創立者池田大作先生には、筆舌に尽くしがたい感謝の気持ちでいっぱいです。本当にありがとうございました。

また、先ほど尹研究科長から、法科大学院研究科委員会で、私を満場一致で名誉教授に推薦していただいたと伺いました。身に余る光栄です。重ねて御礼申し上げます。

27年間の教員生活は、私にとって大変楽しく充実した、本当にかげがえない期間でありました。

さて今日は、この27年間の教員生活を振り返り、法曹の育成について、及び「宗教法」<sup>2)</sup>の研究・教育について、の2点に焦点を絞ってお話したい

と思います。

私のライフワークとして、力ある正義の法曹を陸続と育成していきたいという思いがあります。創価大学に赴任させていただいてからも、そういう観点から、様々な仕事をさせていただきました。そこでまず、そのことに関連した話をさせていただきたい。

またもう一つは、教員として「宗教法」を専門に、研究・教育に携わってまいりましたが、それに関連して、宗教法に関わった契機や宗教法及びその中心的課題である信教の自由等について、思うところを述べさせていただきたいと思います。

## I 創価大学と私

### 1 創価大学との関わり

#### (1) 創立者との出会い (1963年7月)

厳密にいうと創価大学との関わりといえるかどうかわかりませんが、私が創価大学の創立者<sup>3)</sup>である池田大作先生に初めて親しくお目にかかったのは、1963年7月3日でした。

私が大学(東京大学)に入学したのが、1962年4月でしたので、それから約1年3か月ほど経ったときです。いささか信仰の話になり恐縮ですが、私は1962年の2月に創価学会に入会し、学生になったところは同会の会員でし

---

2) 「宗教法」という明確に確立したジャンルがあるわけではない。あえて言うならば、信教の自由・政教分離の原則という憲法原理のうえに、宗教ないし宗教団体に関わり合いをもつ法領域を研究する分野である、と言えようか。憲法や宗教法人法の解釈・研究を中心に、民法、刑法、行政法その他の隣接する諸法のみならず、宗教学をはじめとする隣接学問の研究も欠かさない。近年、信教の自由や政教分離原則をめぐる、あるいは、宗教や宗教団体の紛争をめぐる、多くの裁判例が積み重ねられてきている。また昨今は、宗教法人法の改正問題や宗教団体の政治活動その他の諸活動をめぐる論議も活発に行われている。そのような諸課題を研究・教育する分野を「宗教法」と位置づけてみた。

3) 以下の記述について、池田大作先生は未だ創価大学の創立者という立場ではない時期も含むが、今の立場にから振り返り、池田先生を「創立者」と表記させていただく場合もある。

た。ただ、あまり真面目な会員ではなく、どちらかという斜めから創価学会を見ているような学生でした。そんなある日、私の住んでいた寮の部屋に、東大の学生だという方が訪ねてきました。その中の一人に神崎武法さんがいました。大変真面目で、頭脳明晰、人格も優れている立派な学生でした。斜に構えていた私も彼の人柄に触れ、創価学会をもう少し正面から見ようという気になりました。そうこうしているうちに1年近く経過し、1963年7月3日に、東大法華経研究会を発足していただけるということになり、私もそのメンバーに加えていただくことになりました。そして、当日池田先生に、初めて間近でお目にかかることができたのです。大学2年、20歳の時です。

生意気盛りの私たちを暖かい眼差しで包み込まれる包容力、民衆一人ひとりの幸せを心から願っておられる大慈悲、ひとり創価学会のことだけでなく、全世界のことを心配されている大きなご境涯（偉大な魂といってもいいと思います）、そしてそれに命を張って戦っておられるお姿、これらのものが、先生の言々句々からピンピン響いてきました。そして初めてお会いするのに、もう何年も前から自分のことを知っていてくださっているような、不思議な感動を禁じ得ませんでした。わからないながらも、生命の感応ともいうべきものがあることを実感し、それまでもやもやしていたものが、この一瞬すべて吹き払われてしまいました。

ちなみに、今から振り返ってみると、池田先生は当時、創価学会会長就任（1960年5月3日）から3年目で、35歳。大阪事件<sup>4)</sup>無罪判決（1962年1月25日）から1年半後くらいの時期に当たります。

ともあれ、池田先生の大きなご境涯に触れ、創価学会についてはまだよくわからないが、池田先生にならついて行って間違いのないという確信を得て、池田先生の下で、様々な仕事や活動をしたいと思うようになりました。

---

4) 大阪事件：1957年4月に行われた参議院大阪地方区の補欠選挙に関連し起こった公職選挙法違反事件。創価学会陣営が煙草などで有権者を買収した、戸別訪問をした等として問疑された。当時創価学会の渉外部長であった創立者は、戸別訪問を指揮したとして同年7月3日に逮捕され、その後起訴されたが、裁判では、1962年1月25日に無罪となった。

そこで神崎さんたちと話し合い、どのような形で先生のご期待に添える人間になろうかといろいろ考えた結果、法学部にいるのだから、法曹になって民衆一人ひとりを本当に幸せにできるような力をつけようということになり、当面司法試験に合格することを目標にして、勉学に励むことにしました。法曹を志した動機については、また後で少々詳しく述べたいと思います。

神崎さんは1964年に、大学3年で司法試験に合格。私はせめて4年(1965年)で合格しようと頑張りましたが、残念ながら不合格。かなりショックでした。そんなとき、篠原誠さんという先輩から、「桐ヶ谷君、この試験は名聞名利では受からないよ」と指摘され、ハッとしました。池田先生のお心にかなった、本当に民衆のためにお役に立てる法曹になろうという初心をもう一度肝に銘じ、次の1年間を頑張り、翌1966年に合格を勝ち取ることができました。

この1年間は、合格したことはもちろん大変嬉しいことでしたが、それ以上に嬉しかったのは、試験を通して、池田先生との数々の金の思い出を作ることができたことです。短答式試験の合格の夜、図らずも先生に直接お会いでき自らの口頭で合格のご報告をすることができたこと、万年筆をいただきその万年筆で論文式試験に臨むことができたこと、論文式試験が終わった後の7月11日に、やはり図らずも先生にお目にかかり試験の終了報告ができ激励をいただいたこと、その年の8月24日<sup>5)</sup>を記念して、先生のお写真と直筆の激励文をいただいたことなど、数々の忘れがたい思い出を作ることができました。私にとっての生涯の宝ということが出来ます。4年の現役で合格できなかったことが、かえって宝の1年を送る結果に繋がり、本当に良かったと、今では思っております。

---

5) 創立者の創価学会への入会記念日(1947年8月24日)。

## (2) 創価大学設立構想発表の頃 (1964年6月)

私の学生時代に、創価大学の設立構想が発表されました。1964年6月30日に開催された、創価学会の第7回学生部総会においてです。同総会で池田先生は、次のように発表されました<sup>6)</sup>。

「仮称『創価大学』を設置したい。その大学で、世界の平和に寄与すべき大人材をつくりあげたい。そのときに、諸君のなかから、大仏法を根底とし、各専門分野における大教授がでて教鞭をとっていただきたい。」

私もこの総会に出席しておりましたが、当時は法曹を志していたので、創価大学の教員になるということはあまり意識しておりませんでした。しかしその後、様々な形で創価大学に関わらせていただくようになり、教員にまでお招きいただくことになったことを考えるならば、この総会に出席していたことも不思議な因縁であると感じています。

## (3) 弁護士に (1970年4月)

1966年に司法試験に合格しましたが、東大の大学院法学政治学研究所に在籍していた関係で、同研究所の修士課程2年間を修了した1968年から2年間の司法修習(22期)を経て、1970年4月に弁護士となり、活動を開始しました。

## (4) 開学の頃／司法試験の応援 (1971年4月～)

1971年に創価大学が開学され、法学部も開設されました。法学部がある以上、法曹の育成は必須です。そのためには、司法試験の合格者も輩出していかなければなりません。私学の中にも司法試験の伝統校はたくさんあります。中央大学、早稲田大学、慶応義塾大学、明治大学等々毎年多数の合格者を輩出している大学には、法曹の先輩が多数いて、後輩を指導している。創価大学には、そういう先輩がいない。それでは、我々が先輩の代わりになっ

6) 創価大学学生自治会編『創始者の語らい』(以下、「語らい」という)1巻23頁。

て志のある学生と一緒に勉強しようではないかという思いで、当時の何人かの若手の弁護士が大学に來させていただき、課外で司法試験の勉強を始めました。

そのような中で、2年経った1973年に、3年生で小林芳夫さんが合格されました。創価大学司法試験第1号の合格者です。その後、1975年からは、毎年合格者が出るようになってきました。やがて創価大学からの合格者が後輩を指導していくという流れができ、この流れの中で、国家試験研究室の法職課程ができていくこととなります。

#### (5) 創価大学法学部教授に／宗教法の研究・教育（1986年4月）

その後、縁を得て、創価大学の法学部からお誘いを受け、1986年4月より法学部の教授として、創価大学に來させていただくことになりました。

それまで、弁護士として様々な主として宗教関係の訴訟を扱ったりその他宗教関係の紛争や信教の自由等について、論文を書いたり活動を行ったりしてまいりました。また、先ほど述べましたように法曹育成ということにも若干の経験がありました。そのような経験を生かして法学部で研究・教育をしてみないかというお話しをいただき、來させていただいた次第です。

法学部在籍中は、国家試験研究室の室長（1988年4月～2000年3月）や法学部長（2000年4月～2004年3月）を務めさせていただき、法曹の育成にも尽力してまいりました。

#### (6) 法科大学院の開設（2004年4月）

私が法学部長に在任中の2001年6月12日に、司法制度改革審議会が意見書<sup>7)</sup>を作成・公表し、司法制度改革が大きな課題となりました。その一環として法科大学院制度を発足させるということになり、創価大学も今までの法曹育成の実績と伝統から、法科大学院を開設するということになりました。

---

7) 『司法制度改革審議会意見書』<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/>

当時大学院法学研究科長であられた川崎一夫先生が準備委員会の委員長、法学部長の私が副委員長として、法学部の先生方の全面的協力をいただき、開設の準備に当たりました。伊藤滋夫先生や小野淳彦先生、また岩元隆先生、矢部善朗先生、島田新一郎先生、嘉多山宗先生などにも、法科大学院が開設する前から法学部に赴任していただき、準備や助走に携わっていただきました。

その結果、お陰さまで無事2004年4月から法科大学院をスタートすることができ、私は初代研究科長として、2010年3月まで6年間務めさせていただきました。

以上が、私と創価大学の関わりの概要ですが、次に法曹の育成と宗教法の研究・教育という点から、創価大学とのかかわりについて話してみたいと思います。

## 2 法曹の育成

### (1) 法曹を目指した動機

まず、私自身が法曹を目指した動機についてお話ししたい。それは、一口で言えば、創立者の期待に応え、正義を守り、民衆に奉仕する力をつけたい。そのために、まずは法曹の資格を取得したいということでした。

創立者は、法科大学院2期生が入学した2005年4月に次のようなお話をなさっております。

「弁護士などの法律家には、正義を守り、民衆に奉仕するという重い責任がある」と。

そして、ご自分が無実の選挙違反の罪に問われた大阪事件の体験をとおり、「正義の法律家の必要性は、私自身、幾度も身にしみて実感している」と述懐されております<sup>8)</sup>。

この大阪事件のことは、私が司法試験を志した当時から承知しており、大

---

8) 創価教育最高協議会・聖教新聞2005年4月10日。

阪事件当時、本当に民衆を守り抜く正義の法曹がいたならば、このような冤罪事件は起こらなかったはずだ、また今後そのような事件は起こしてはならない、そのためには、民衆を守り抜くことに徹しきれる法曹が必要だし、自分はそういう法曹になりたいと決意し、司法試験を志しました。

## (2) 創価大学にける法曹育成としての関わり

先に述べましたとおり、創価大学開学当初の司法試験の応援（1971年4月～）、法学部教授（1986年4月～2004年3月）に就任してからの、教員・国家試験研究室長（1988年4月～2000年3月）・法学部長（2000年4月～2004年3月）としての関わり、法科大学院の開設準備（2001年～2004年）・法科大学院の開設（2004年4月）、法科大学院教授（2004年4月～2013年3月）・同研究科長（2004年4月～2010年3月）としての関わり等、開学から今日に至るまで、様々な形で法曹育成に携わってまいりました。

私としては、法曹の育成は自分のライフワークの一つであると考えておりますので、今後も何らかの形でそのような分野に携わってまいりたいと思っております。

## 3 宗教法の研究と教育

### (1) 契機

次に、創価大学で「宗教法」を研究・教育することになった経緯についてお話ししたいと思います。

#### ア 信教の自由の重要性

私が宗教法を研究したり教育したりする大きな契機になったのは、信教の自由の重要性を痛感したからです。信教の自由は、近代人権思想の展開において先駆的・中核的役割を果たした極めて重要な基本的人権であり、近代精神の金字塔であると言われております。それを実質的に保障する国家の仕組みとして、国家と宗教を分離する政教分離の原則が確立されてきました。

信教の自由が保障されず、国家が宗教に関わり、宗教が国家に管理される

ようになると、国家の宗教に対する統制・弾圧が繰り返されるようになり、その結果、他の精神的自由を初めとする基本的人権の保障の空洞化を招き、民主主義は破壊され、国家の独裁化に繋がっていきます。このことは国の内外を問わず歴史的事実であり、とりわけ我々にとっては、大日本帝国憲法（以下、「明治憲法」という）の下でつい最近生じた事実として、記憶に新しいことです。

明治憲法下において、信教の自由の保障が脆弱であったため、宗教団体法で宗教団体が管理・統制され、不敬罪・治安維持法等により多くの宗教団体や宗教者が弾圧を受けました。

### イ 宗教弾圧と創価教育の受難

創価教育の創始者である、牧口常三郎先生や戸田城聖先生も、自らの宗教的信念を貫いて、国家が命ずる神札（神宮大麻）を会員に礼拝させなかったという理由で、不敬罪・治安維持法違反で逮捕・投獄されたことは、皆さんご存じのとおりです。

先ほどお話した大阪事件にしても、明らかな冤罪です。これも当時大きく教勢を拡大してきた創価学会に対する国家の牽制と見ることもできます。日本国憲法で信教の自由が完全な形で保障されている現在においても、信教の自由の侵害ということは、あり得るのです。

### ウ 言論問題と宗教団体の社会活動のあり方

いわゆる言論問題<sup>9)</sup>のころは、創価学会の社会的活動、とりわけ政治活動が議論されました。そんな中で、宗教団体の社会的活動の在り方、政治活動の在り方などについて、いろいろ研究したり考えたりしました。

9) 言論問題：1969年から1970年にかけて、創価学会と同会を支持母体とする公明党が自らに批判的な書籍の出版等について、適切な取材もしないで出版することを差し控えるよう働きかけたことなどをめぐって、憲法に保障された言論の自由及び出版の自由を侵害するものだとして、創価学会・公明党が激しい社会的批判にさらされるとともに、創価学会・公明党の密接な関係が政教分離原則の観点から問題視された。1970年5月3日、創価学会会長であった創立者が「言論妨害の意図はなかった」としながらも公式に謝罪し、創価学会・公明党の問題点を改善することを公約した。

## エ 靖国神社問題と政教分離

また、政教分離原則を揺るがすような動きもあります。その一つが靖国神社国営化法案の問題です。その法案は1969年に自民党から議員立法として国会に提出されたのを皮切りに、5回にわたり国会に提出されましたが、その都度強力な反対にあい、1974年6月に第5回目の法案が廃案になった後は、一旦この法案の制定は断念されております。この法案は、政教分離原則をないがしろにして信教の自由を脅かし、国家神道や軍国主義の復活に繋がりがねないものです。私も青年の頃、この法案の反対を主張して、デモの先頭に立ったり、国会に陳情したりして、法案阻止のために活動した経験があります。

法案挫折の後、その代わりとして登場してきたのが、靖国神社への公式参拝の問題です。内閣総理大臣等の閣僚が公的資格で靖国神社を参拝すべきであるという運動で、それにより靖国神社を国家に尊崇される特別な神社としようというものです。これも、後に述べるとおり、政教分離原則に反するものであることは言うまでもありません。

## オ 板まんだら訴訟への関与

私が宗教法に関心を持つ大きな契機になったもう一つが、いわゆる「板まんだら訴訟」への関わりです。この訴訟は、私が弁護士になって間もなくの、1972年に提起されました。私はこの訴訟に一審から携わらせていただきました。訴訟の詳細は省略しますが、創価学会が「正本堂」という宗教上の意義のある堂宇を建立するに際して募った寄付（宗教上「供養」と呼ばれる）につき、要素の錯誤があったとして、創価学会に対して、不当利得返還請求権に基づき寄付金の返還を求めた訴訟です。錯誤の内容として、創価学会の信仰の対象物である、日蓮が弘安2年に凶顕したとされている本尊（通称「板まんだら」）が偽物であるとか、堂宇の宗教上の意義付けが変わったなどと主張しました。この請求の可否を判断するためには、信仰対象物である板まんだらの真贋や創価学会の教義内容につき、裁判所が深く立ち入って審理・判断をする必要があります。私はこの訴訟の被告（創価学会）の代理人の一人

として携わりました。

被告側は、実体審理に入ると宗教上の教義・信仰に裁判所が関わらざるを得なくなる、これは信教の自由に対する司法権の介入になると考え、一審段階から、却下（すなわち、門前払い）の主張をしました。一審は、被告の主張を認め却下の判決を下しましたが<sup>10)</sup>、控訴審では、不当利得返還請求権という形式にこだわり、法律上の争訟であることは否定できないとして却下を取り消す判決を下しました<sup>11)</sup>。そこで最高裁で争われることになりました。最高裁では、ご承知のとおり、このような訴訟は法律上の争訟ではないとして控訴審判決を破棄して、却下の判決を下し<sup>12)</sup>、以後のリーディングケースの一つとなっております。

ここに至るまでに、大変な苦勞と経験をさせていただきました。まず代理人として、川島武宜弁護士（東京大学名誉教授）や色川幸太郎弁護士（元最高裁判事）などにお願ひし弁護団に加わっていただきました。両先生とも、信教の自由の重要性に鑑み、ひとり創価学会だけの問題ではないということで、極めて熱心に取り組んでくださいました。また、今でこそ宗教関係の裁判例が数多く見られるようになりましたが、当時はこの件のような事例に司法がどう対処するかということについての適切な判例がありませんでした。そこで、範を仰ぐために、アメリカやドイツなどに赴き、適当な判例を集めたり、このような問題についてのエキスパートの方々に鑑定意見書（Expert opinion）を書いていただいたりして、最高裁の調査官に意欲的に届けたりもしました。そのようなことも効を奏してか、最高裁で再逆転することができた次第です<sup>13)</sup>。

この判決があった日、打ち合わせ会場に使っていた施設に帰ってきたと

10) 東京地裁昭和50年10月6日判決・判時802号92頁。

11) 東京高裁昭和51年3月30日判決・判時809号27頁。

12) 最高裁昭和56年4月7日第三小法廷判決・民集35巻3号443頁。

13) 板まんだら訴訟の経過、内容、意義等について論じた論稿として、拙稿「宗教上の事項と司法権—最高裁『板まんだら判決』とその後の下級審裁判例の動向—」宗教法5号（1986年）66頁参照。

き、満開の桜の下で弁護団の記念写真を撮りましたが、このとき川島先生が、「これで日本の信教の自由は守られた」と大変喜ばれていた姿が今でも忘れられません。

この経験をとおり、宗教と司法権の関係について、比較法を含め、様々な角度から勉強するとともに、判例を作るのは実は弁護士なのであるということ、そしてそれを苦勞しながら作っていく喜びというものを身にしみて感じた次第です。

その後も、この経験を生かし、いくつかの宗教関係の裁判を経験しておりました。

## (2) 研究・教育

### ア 創価大学法学部からの誘い

1986年4月より創価大学法学部に來させていただくに際し、今までの経験を基に、信教の自由や政教分離原則等を軸に、法と宗教の関係、国家と宗教の関係、宗教と社会の関係等について、少し体系的にまとめてみようということになり「宗教法」を開講することになりました。

講義科目として「宗教法」を開設し、ゼミでも「宗教法研究」をテーマに折々の課題について、議論し論文集を作成したり、創大祭において展示をしたりして、信教の自由等についての一般の意識を高めるような活動を行ってまいりました。

### イ 宗教法学会での活動

そのような中で、宗教法学会にも入会して、研究報告をしたり、同学会の方々と意見交換をしたりもしてきました。

この宗教法学会というのは、大変面白い学会で、宗教と法に関する領域について様々な角度から研究する学会です。公法、私法等実定法の研究者も多く所属しておりますが、宗教関連の裁判に携わった経験のある弁護士・宗教行政の経験者等の実務家や、法学関係の研究者でも、法哲学、法社会学等の基礎法の研究者もおり、また、法学関係だけでなく、宗教学、社会学等の研

究者も所属しています。賛助会員として、宗教団体や宗教団体の実務担当者なども所属し、まさに学際的であるとともに理論と実務の架橋にもなる学会です。

1985年にこの学会の会員になり、熱心に研究報告や会の活動を行っていたこともあり、監事（1988年～1996年）、理事（1996年～2008年）、常務理事（2008年～）などの役員を経験させていただきました。また、2001年からは、事務局も担当し、事務局長として、宗教学会会の運営を担っていきっております。



以上、私と創価大学との関わりについてお話ししてきましたが、次に、法曹の育成と「宗教法」の研究・教育の2点に関連し、思うところをお話ししたいと思います。

## II 目指す法曹像

第一番目の、法曹育成に関連し、目指すべき法曹像について考えてみたい。その前提として、次の点を確認しておきたいと思います。

### 1 建学の理念と創価法学

創価大学の建学の三精神として、創立者から、①「人間教育の最高学府たれ」、②「新しき大文化建設の揺籃たれ」、③「人類の平和を守るフォートレス（要塞）たれ」をいただいております。

また、創価教育万代の碑・碑文には、「人は教育によりて人となる／人は教育によりて幸福を開く／人は教育によりて平和を創る／故に人間教育は最極の聖業にして／万代を照らしゆく不滅の光なり」と記されております。

そこに通底する理念は、人間主義と言えましょう。それは、人間一人ひとりを実に大切にすることです。そこに創価教育の神髄があると思います。

それを法学の分野で実現するためにはどうしたらよいか。従来ともすると、統治するための法学が実態でありましたが、それを「民衆のため」の法

学、「平和と人権」に視座を置いた法学にしていく。すなわち、人間に視座を置いて、一人ひとりを最大限に尊重するという理念とその実践を志向する法学を構築していく。これが、いうなれば「創価法学」である。このように思います。そして、その精神を体現する法曹を育成することが、創価大学の使命であると考えております。

そのような使命感に立ち、開学当初からの関わりにおいても、創価大学に赴任して以来の、法学部教授として、また国家試験研究室長、法学部長としても、創価法学を体現できる法曹を育成しようと取り組んでまいりました。そして、法科大学院開学に至るまでに、108名の合格者を輩出して来ました。

## 2 司法制度改革審議会意見書の示す法曹像

先に述べた意見書は、司法制度改革の根本的な課題を、「法の精神、法の支配がこの国の血肉と化し、『この国のかたち』となるために、一体何をなさなければならないのか」、「日本国憲法のよって立つ個人の尊重（憲法第13条）と国民主権（同前文、第1条）が真の意味において実現されるために何が必要とされているのか」を明らかにすることにあると設定し、その人的基盤を担う法曹の質・量の拡充が不可欠であるとしたうえで、法科大学院が養成すべき法曹像について、大要次の内容を示しました。

- ① 「法の支配」の担い手
- ② 国民の社会生活上の医師
- ③ かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上を図る

ここで「法の支配」とは、一般的には「専断的な国家権力の支配（人の支配）を排斥し、権力を法で拘束することによって、国民の権利・自由を擁護することを目的とする原理である」とされています<sup>14)</sup>。

すなわち、「法」を、権力が国民を支配するための道具として使うのでな

14) 芦部信喜『憲法』（新版・補訂版）15頁。

く、真に国民の利益のために、国民の側に立って運用していこうという理念と言えます。それは、「個人の尊厳」を最大の価値とする「個の尊重」の理念、突き詰めれば、「人間尊重」の理念です。

### 3 創価大学こそ新時代の法曹の旗手

これはとりもなおさず、「創価法学」の志向するものと軌を一にしております。まさに司法制度改革の目指す21世紀の法曹像は、創価大学が開学以来志向してきた法曹像と深く共鳴するものであります。私はこれを見て、いよいよ創価大学が次代を担う法曹を本格的に育成すべきときが来たと意を強くしました。創価大学法科大学院こそ、21世紀の法曹界を担うにふさわしい、人間性豊かな法曹を陸続と育成し、輩出する使命があると確信し、だからこそ、何が何でも法科大学院を開学しようと決意して、法学部の教員の皆様や大学関係者の皆様とともに開学に向かって邁進した次第です。

### 4 創立者の示された理念

創価ロージャーナル創刊号に創立者は、巻頭言を寄せてくださり、その中で次のように訴えられています<sup>15)</sup>。

「『人間のため』『民衆のため』『正義のため』——この信念こそが、法律家の永遠の原点であり、『マグナ・カルタ』でありましょう。」

「『邪悪を正す冷徹な知性』と『人間を愛する温かな慈愛』、そして『勝利を決する強靱な魂』を併せ持った法律家を育成することは、人類と地球の未来への『平和の準備』の聖業にほかなりません。」

また、2期生入学後の創価教育最高協議会で、次のように話されております<sup>16)</sup>。

「一人残らず、21世紀の法曹界をリードする法曹に育てて欲しい。」

「弁護士などの法律家には、正義を守り、民衆に奉仕するという重い責

15) 創価ロージャーナル vol.1 (創刊号) 1頁。

16) 前掲注8参照。

任がある。」

「法律家は、正義の実現のためにいるのではないか！ 善のために戦い、民衆に尽くすべきではないか！」

「民衆が権力の横暴に泣いてきた歴史を転換するために、正義の法律家が必要である。」

「悩める人々に向かって、『私がいるから心配ありません！』『正義のために、断じて勝って見せます』と言い切れる、力ある人材が不可欠である。」

ここにも、人間性の尊重、悩める民衆に奉仕する責任、正義を実現する信念の重要性が、ほとぼしり出ています。これらを精神的基盤として、創価大学法科大学院では、巻頭言にいただいた、次の3点を「三指針」としております。

- ① 「邪悪を正す冷徹な知性」
- ② 「人間を愛する温かな慈愛」
- ③ 「勝利を決する強靱な魂」

## 5 創立者の期待

創価大学が法科大学院を開学することに関し、創立者も大変期待されており、いろいろな角度から激励してくださいました。

### (1) 開学前

#### ア 関係者への諸激励

法科大学院の開学に向かって諸準備に当たっているメンバーに対して、法科大学院の開学に向けての進展状況が掲載された聖教新聞に、例えば、次のような激励を書いて、いただきました。

- ・真剣な 君らの祈りで 勝利かな
- ・勝ちにけり 栄えゆかなむ 創価大
- ・偉大な法科大学院設置 君の努力に 心から感謝

## イ 合格者への激励電報

また、1期生の合格者に対しては、例えば次のような内容の電報をいただきました。

「晴れの合格おめでとう！ 最難関を突破して、誇り高き第一期生とられた貴兄の栄冠を、心より最大に祝福いたします。

私の創立した法科大学院に来て下さり、感謝に耐えません。送り出して下さった御家族の方々にも、どうか呉々も宜しくお伝えください。

貴兄の偉大なる正義の使命の人生に、限りなく勝利あれ！ 栄光あれ！ と祈りつつ

〇〇君、万歳！ 一期生万歳！」

## ウ 事務室・法廷教室をご訪問

法科大学院の開学の2日前である、2004年3月30日には、今の法科大学院事務室と法廷教室をご訪問くださり、次のような激励をいただきました。

「教育は世界の焦点です。中でも、法科大学院は、今、一番の急所です。私も見守っています。どうか、よろしく頼みます。」

「法科大学院から社会に有為な人材を数多く輩出していただきたい。」

この際、その場にいた花見常幸教授、黒木松男教授等の様々な状況もつぶさに聞いてくださり、激励とともに多大な勇気をいただきました。

### (2) 開学後

開学後も、様々な激励をいただいております。

#### ア 開学した法科大学院に対する激励・期待

法科大学院としては第1回目の入学式となる、2004年の入学式(同年4月1日)において、次のように激励・期待をいただきました<sup>17)</sup>。

「世界が見つめる法科大学院も開設されました！ きょうは、勇壮なる正義と勝利の伝統を築き上げる出発です！」

17) プリヤード国立大学「名誉教授」称号授与式。語らい14巻32頁〔43頁〕。

2005年に2期生が入学した際には、先に述べました創価教育最高協議会での激励・期待が寄せられ、同年11月に発刊された『創価ロージャーナル』創刊号には、先に述べた内容の巻頭言を寄せていただきました。これらが、法科大学院生の指針となっていることは前に述べたとおりです。

### イ 新司法試験合格者に対する激励・期待

2006年の第1回新司法試験に、14名の1期既修者の修了生が臨み、8名が合格しました。合格率57パーセントは、全国平均48パーセント（私大平均は41パーセント）を大幅に上回り、全国で14位、私立大学の中では5位でした。同年10月8日に行われた創価栄光の集いに参加させていただいた合格者に対し、創立者は、冒頭次のように祝福の言葉をかけてくださいました<sup>18)</sup>。

「難関の『新司法試験』を堂々と勝利した法科大学院の1期生の皆さん方、まことにおめでとう！ わが創価大学の新しい歴史をつくってください、心から感謝申し上げます。」

創立者が北京師範大学から通算200番目に当たる名誉教授称号の授与を受ける式典で、ご自分のことはさておいての激励に、合格者一同、大変感動を受けたものでした。

2007年には、1期末修者・2期既修者が修了し、39名が第2回新司法試験に挑戦して20名が合格しました。合格率51パーセントで、全国で9位、私立大学の中では4位と健闘しました。この合格者と前年の合格者が参加させていただいた同年10月6日に行われた創価栄光の集い（陝西師範大学よりの220番目の「名誉教授」称号授与式）で、やはり冒頭に、次のように激励をしてくださいました<sup>19)</sup>。

「先月、最難問である、第2回の新司法試験の結果が発表された。

わが創価大学の法科大学院は、全国でトップクラスの見事なる勝利を飾ることができました。きょうは、晴れて合格した英才20人が、昨年の合格者らとともに、出席してくれている。おめでとう！」「学生に力をつ

18) 北京師範大学「名誉教授」称号授与式。語らい18巻176頁。

19) 陝西師範大学「名誉教授」称号授与式。語らい19巻136頁（139～140頁）。

けてくださった先生方、応援してくださった先輩方に、心から、御礼申し上げます。ありがとうございます。」「法科大学院の皆さん、頑張ってください。先輩として、道を開いていただきたい！」

これらは、ほんの一部ですが、創立者は、このように全体的にあるいは個々に、折に触れ法科大学院生に励ましを送ってくださっております。本当に庶民の心がわかる、人間性豊かな正義の法曹に育ててもらいたいという思いからであることは言うまでもありません。この創立者の思いに応えるべく、頑張っていたきたいと思う次第です。

### III 信教の自由の今日的意義・重要性

次に、もう一つの柱である、宗教法に関連して、若干お話をしておきたいと思えます。

#### 1 気になる動き

先にも述べましたように、信教の自由の保障こそが、極めて重要な価値であると考えております。そこで、それを脅かしかねない、いくつかの気になる動きについて指摘しておきたい。

##### (1) 判例の動向（政教分離についての緩やかな分離志向）

政教分離とは、国家と宗教の分離のことではありますが、十分に信教の自由を保障するためには、分離は厳格な方がよいと考えております。しかしながら、最高裁の判例は、津地鎮祭訴訟判決<sup>20</sup>で目的効果基準を採用し、緩やかな分離を志向しました。以来、行政が宗教に関わる行為をした際にそれをチェックすべき立場にある司法が、どちらかという行政の暴走を追認しているのではないかという状況が長く続いてきました。

20) 津地鎮祭訴訟最高裁判決：最高裁昭和52年7月13日大法廷判決・民集31巻4号533頁。

愛媛玉串料訴訟<sup>21)</sup>、砂川空知太神社訴訟<sup>22)</sup>等の最高裁判決で、厳格な分離を志向する気配はあるものの、目的効果基準という曖昧な基準を放棄したわけではなく、予断は許しません。判例の動向を厳しく監視していく必要があります<sup>23)</sup>。

## (2) 靖国神社公式参拝

しばしば再燃される靖国神社公式参拝も懸念材料の一つです。内閣総理大臣がその資格で公的に靖国神社を参拝することは、明らかに「国及びその機関」の「宗教的活動」(憲法20条3項)であり、政教分離原則に真っ向から反すると私は考えます。

しかし、靖国神社の国営化法案が廃案になった後、何とか同神社を特別な神社にしたいという勢力が根強く存在しています。そのような勢力に迎合してか、自らの信念からかはわかりませんが、時の首相が靖国神社を公的資格で公式に参拝するということが、時折繰り返されます。古くは中曽根康弘首相<sup>24)</sup>、近くは小泉純一郎首相<sup>25)</sup>などが、その典型例です<sup>26)</sup>。

この行為の合憲性について、最高裁の判例はありませんが、高裁レベルで

21) 愛媛玉串料訴訟最高裁判決：最高裁平成9年4月2日大法院判決・民集51巻4号1673頁・判時1601号47頁。

22) 砂川空知太神社最高裁判決：最高裁平成22年1月20日大法院判決・民集64巻1号1頁・判時2070号21頁。

23) 政教分離原則をめぐる裁判例の動向について、本文に書いたような問題意識から分析した論稿として、例えば、拙稿「日本における政教分離裁判例の動向―津地鎮祭訴訟、愛媛玉串料訴訟、そしてその後―」(桐ヶ谷章・藤田尚則著『政教分離の日米比較』〈第三文明社、2001年〉37頁)参照。

24) 1985年8月15日に、肩書記帳の上、供花料3万円を公金から支出し、本殿で一礼する方式で公式参拝をした。

25) その後中国など諸外国からの強い反発もあり、翌1986年からしばらくは首相の靖国神社参拝問題は小康状態にあったが、小泉純一郎首相になってからこの問題は再燃し始めた。同首相は2001年の自民党総裁選の中で、8月15日にはいかなる批判があろうとも靖国神社に公式参拝を行う旨を宣言し、首相在任中次のおり靖国神社に参拝した。①2001年8月13日、②2002年4月21日(春季例大祭初日)、③2003年1月14日、④2004年1月1日、⑤2005年10月17日(秋季例大祭初日)⑥2006年8月15日。

26) 最終講義後のことではあるが、本稿脱稿前の2013年12月26日、安倍晋三首相が突如靖国神社を公式に参拝し、論議を呼んでいる。

は、概ね違憲の判断がなされており(27)。この行為をめぐって、外交上の問題などもあるかもしれませんが、それにも増して、政教分離を揺るがしかねない大きな問題であると考えます。これらの動きにも鋭く目を向けていく必要があります(28)。

### (3) 宗教法人法の改正を契機とする宗教の国家管理への動き

1995年にオウム真理教が地下鉄サリン事件など重大な犯罪を犯したことを契機に、宗教法人法の改正論議が巻き起こり、何点か改正されました。

詳細は割愛させていただきますが、本来宗教団体の宗教活動を円滑に行えるようにするために宗教団体に権利能力を与えることを目的とした宗教法人法を、宗教団体を管理監督できるような法律に変更しようとすることを志向した改正でした。

その根底にある考え方は、宗教団体は国家が目を離すととんでもないことをやりだすから、国家が目を光らせていなければならないという考え方です。そのような考え方で制定された戦前の宗教団体法が宗教統制の具とされ、治安維持法などとあいまって宗教弾圧を引き起こしてきたことは、記憶に新しいことです。宗教法人法の改正は、その愚を繰り返すことにもなりか

27) 中曽根首相の公式参拝に関連し、次の2判決はその違憲性を示唆している。①大阪靖国訴訟控訴審判決(大阪高裁平成4年7月30日判決・判時1434号38頁・判タ789号94頁)、②福岡靖国訴訟控訴審判決(福岡高裁平成4年2月28日判決・判時1426号85頁・判タ778号88頁)。

小泉首相の公式参拝に関連し、大阪高裁平成17年9月30日判決・訟務月報52巻9号2979頁(確定)は違憲の判断をしている。また、地裁判決ではあるが、福岡地裁平成16年4月7日判決・判時1859号125頁(確定)は、「裁判所が違憲性についての判断を回避すれば、今後同様の行為が繰り返される可能性が高いというべきであり、当裁判所は、本件参拝の違憲性を判断することを自らの責務と考え」あえて憲法判断をすとした上で、「社会通念に従って客観的に判断すると、本件参拝は、宗教とかわり合いをもつものであり、その行為が一般人から宗教的意義をもつものと捉えられ、…その効果は、神道の教義を広める宗教施設である靖国神社を援助、助長、促進するものというべきであるから、憲法20条3項によって禁止されている宗教的活動に当たると」とした。

なお、高裁レベルでも地裁レベルでも、公式参拝を合憲と判断した裁判例は無い。

28) これらの点についての問題意識と裁判例について、差し当たり、拙稿「憲法改正論と政教分離論—憲法20条をめぐって」(洗建・田中滋編『国家と宗教—宗教から見る近現代日本』〈法蔵館、2007年〉367頁)381頁～385頁、387頁、392頁～397頁参照。

ねないものがあります。

今後の運用も含め、厳しく監視していかなければなりません<sup>29)</sup>。

それに付随して、当時宗教団体の社会的活動や政治活動のみならず宗教活動そのものまでも規制しようとする法案が一部で真剣に検討されておりましたが、それぞれ信教の自由に対する重大な侵害になります。

油断するとこのような動きが頭をもたげ活発になります。注意深く監視していかなければなりません。

#### (4) 自民党の憲法改正論議

自民党が憲法改正論議を進めています。その中で、信教の自由・政教分離規定についても改正案を発表しております。

2005（平成17）年11月22日に自民党として決定・発表した草案では、次のような内容になっておりました<sup>30)</sup>。

—20条3項を「国及び公共団体は、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超える宗教教育その他の宗教的活動であって、宗教的意義を有し、特定の宗教に対する援助、助長若しくは促進又は圧迫若しくは干渉となるようなものを行ってはならない」と規定し、その上で89条を1項と2項に分け、1項を「公金その他の公の財産は、第20条3項による制限を超えて、宗教的活動を行う組織又は団体の使用、便益若しくは維持のため、支出し、又はその利用に供してはならない」と規定している—  
2012年案では、20条につき、次のように改正しようとしております<sup>31)</sup>。

29) 宗教法人法の改正の問題点とそれに対する危惧・危険性の指摘について、差し当たり、拙稿「宗教法人法の改正をめぐる問題点—宗教団体に対する管理の要素の導入の有無と是非—」創価法学26巻2・3合併号（1997年）9頁、「改正点をめぐる諸問題—宗教団体に対する管理の要素の導入—」宗教法第16号（1997年）55頁参照。

30) 自由民主党新憲法草案〔2005年10月28日決定、同年11月22日同党立党50周年記念党大会で最終決定〕（全国憲法研究会編『法律時報増刊・続・憲法改正問題』〈日本評論社、2006年〉96頁）105頁。

31) 自由民主党「日本国憲法（現行憲法対照）」（2012年4月27日決定）7頁。  
[http://www.jimin.jp/policy/policy\\_topics/pdf/seisaku-109.pdf#search](http://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/seisaku-109.pdf#search)

## (信教の自由)

20条 信教の自由は、保障する。国は、いかなる宗教団体に対しても、特権を与えてはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。

2005年案と2012年案では、表現の仕方は異なるものの、要するに国家の宗教的活動であっても「社会的儀礼」、「習俗的行事」の側面を有する場合には許される（禁止されない）と憲法で規定しようとしています。これらが「宗教的活動」にあたるか否かは、司法判断でも様々に分かれるところです。それを、こともあろうに憲法で一律に「宗教的活動でない」としてしまおうというのです。一言で言えば、政教分離規定を実質的に骨抜きにして、首相の靖国神社等への公式参拝を初め、神社神道に関わる諸儀式に国家等が関わること及びそれらの諸行事に公金を支出することにお墨付きを与えることを目的としている。すなわち、首相の靖国神社への公式参拝や天皇や皇室にかかわる諸儀式そしてそれに関わる公金支出等を、ほぼ確実に憲法に抵触しないようにするための装置を仕上げようとしていると言えます。

さらに、その先に国家神道の復活が見え隠れしております。9条の改正と相俟って、新たな戦没者を想定した改正であると危惧する意見すらあります。

断じて看過するわけにはいきません<sup>32)</sup>。

32) このような動きに対する危惧・危険性を指摘した論稿として、差し当たり前掲注28掲記の拙稿参照。

## 2 国家による宗教管理は断じて許すな

(1) 国家が宗教を管理するとき、人権は侵害され、国家は破滅に向かう

国家が宗教を管理するとき、精神の自由を初めとする基本的人権が侵害され、民主主義の破壊・国家の独裁化を招き、やがて国家は破滅に向かう。これが洋の東西を問わず歴史的教訓であることは、再三述べてきたとおりです。

したがって、そのような動きに対しては、敏感に、厳しく対応していかなくてはなりません。その点について、何点か思うところをお話したいと思います。

### (2) “宗教意識の雑居性”の落とし穴

時折、わが国における国民の宗教意識の雑居性ないし多重性を理由に政教分離原則を緩やかに解釈しようとする考え方があります。

例えば、津地鎮祭訴訟の最高裁判決の多数意見では次のように判示して、市の地鎮祭挙行が合憲であるとする根拠の一つとしています。

「元来、わが国においては、多くの国民は、地域社会の一員としては神道を、個人としては仏教を信仰するなどし、冠婚葬祭に際しても異なる宗教を使いわけてきたる矛盾を感じることがないというような宗教意識の雑居性が認められ、国民一般の宗教的関心度は必ずしも高いものとはいいがたい。」

また、愛媛玉串料訴訟の最高裁判決における三好達裁判官の反対意見では、次のように述べております。

「我が国においては、家に神棚と仏壇が併存し、その双方にお参りをし、さらに、家の中にはそれ以外の神仏の守り札も掲げられているといった家庭が多く、場合によっては、その子女はミッション系の学園で学んでいるといったこともみられる。」「我が国においては、多くの国民の宗教意識にも、その日常生活にも、異なる宗教が併存し、その併存は、調和

し、違和感のないものとして、肯定されているのであって、我が国の社会においては、一般に、特定の宗教に対するこだわりの意識は希薄であり、他に対してむしろ寛容であるといつてよい。」とし、「このような社会的事情も考慮に入れられなければならない、特定の宗教のみに深い信仰を持つ人々にも、本件のような問題につきある程度の寛容さが求められるところである。」としている。

ともすると耳に入りやすい議論ではありますが、人権保障における最も重要な視点を欠落した考え方と言わざるを得ません。宗教意識の雑居性ゆえに他の宗教に寛大であったり無関心であったりする国民が多くてもよい。しかし、だからといって例えば自分の宗教に潔癖でありそのようになれる国民にまで他の宗教に寛大であることや無関心であることを押し付けることは許されません。「基本的人権、特に精神的自由にかかわる問題を考える場合に少数者の保護という視点に立つことが必要であり」(殉職自衛官合祀訴訟最高裁判決<sup>33)</sup>における伊藤正己裁判官の反対意見)、「たとえ、少数者の潔癖感に基づく意見と見られるものがあったとしても、彼らの宗教や良心の自由に対する侵犯は多数決をもってしても許されないのである」(津地鎮祭訴訟最高裁判決における藤林益三裁判官の追加反対意見)ということを銘記する必要があります。

### (3) 綻びは些細なうちに摘み取るべし

今まで述べてきたような危惧に対し、そのような些細な問題で、それ程経質になることは無いなどという意見が、しばしば見られます。また、今日の社会情勢では、昭和初期と異なり、もはや国家神道の復活など期待する者もなく、その点に関する不安は杞憂に等しいという意見も少なくありません。

例えば、上記三好裁判官は先の反対意見の中で、次のように述べてます。

「靖國神社や護國神社と国や地方公共団体とのかかわりに関して、世上、

33) 殉職自衛官合祀訴訟最高裁判決：最高裁昭和63年6月1日大法廷判決・民集42巻5号277頁。

国家神道及び軍国主義の復活を懸念する声がある。戦前の一時期及び戦時中において、事実上神社に対する礼拝が強制されたことがあり、右危惧を抱く気持は理解し得ないではない。」「[しかしながら、神道指令や日本国憲法等により]、戦後現在に至る靖國神社や護國神社は、他の宗教法人と同じ地位にある宗教法人であって、戦前とはその性格を異にしている。また、政教分離規定を設けた憲法の下では、国家神道の復活はあり得ないし、平和主義をその基本原理の一つとする憲法は、軍国主義の十分な歯止めとなっている。」「靖國神社や護國神社と国や地方公共団体との本件程度のかかわり合いにつき、そのような危惧を抱くのは、短絡的との感を免れず、日本国民の良識を疑っているものといわざるを得ない。戦後長い間に培われた日本国民の良識をもっと信頼すべきであろう。』

しかしながら、初期においては些細な問題でも、それを放置し既成事実が積み重ねられると取り返しがつかない事態になり得るということも、事実であり、苦い歴史的教訓でもあります。

かつて、アメリカの公立学校の教室における聖書朗読がアメリカ合衆国憲法修正1条に違反するか否かが争われた事件において、連邦最高裁のクラーク裁判官は、次のように法廷意見を書いています<sup>34)</sup>。

「政教分離の原則の侵害は、今日は滴る水であるかもしれないが、これはまもなく奔流する怒濤になるであろう。」

愛媛玉串料訴訟の最高裁判決において、三好裁判官の見解に対し、尾崎行信裁判官は意見の中での次のように反論しています。

「我々が自らの歴史を振り返れば、そのように考えることの危険がいかに大きいかを示す実例を容易に見ることができる。人々は、大正末期、最も拡大された自由を享受する日々を過ごしていたが、その情勢は、わずか数年にして国家の意図するままに一変し、信教の自由はもちろん、

34) School Dist. of Abinton Twp. v. Schempp, 374 U.S. 203 (1963). 高柳信一「政教分離の原則」福音と世界1970年5月号77頁(86頁)参照。

思想の自由、言論、出版の自由もことごとく制限、禁圧されて、有名無実となったのみか、生命身体の自由をも奪われたのである。『今日の滴る細流がたちまち荒れ狂う激流となる』との警句を身をもって体験したのは、最近のことである。情勢の急変には10年を要しなかったことを想起すれば、今日この種の問題を些細なこととして放置すべきでなく、回数や金額の多少を問わず、常に発生 of 初期においてこれを制止し、事態の拡大を防止すべきものと信ずる。」

まさに正鵠を射た見解であると思います。

宗教法人法の改正、内閣総理大臣の靖国神社公式参拝、自民党の憲法改正案等、おのおのはさして重大な問題に見えないかもしれませんが、その放置や既成事実の積み重ねは、政教分離原則を確実に揺るがし、国家神道復活への橋頭堡になりかねないと考え次第です。

権力は油断しているといつの間にか増長し、気がついたときには手遅れになっている場合が間々あります。ワイマール憲法の下で、だれがあのだチスの台頭を予測しえたでしょうか。治安維持法も、始めは共産主義運動や社会主義運動に対する統制法として制定されたものでしたが、そのうち罰則が強化され、やがて宗教団体の弾圧にも使えるように「改正」されていきました。“国民を権力に隷属させよう”という動きは、小さな芽のうちに摘み取る必要があるのです。

#### IV 志は高く、実践は着実に

##### 1 志を高く持っていたきたい

これから法曹を志す皆さん、まず志を高く持ってください。

志とは、我々に即して言えば、建学の精神であり、それを体現する先に述べたような法曹像の具現です。そこには、信教の自由への鋭敏な感覚等の鋭い人権感覚を持つことも当然含まれましょう。

創立者は、常々「学生も、教員も、同じく“建学の精神”に集った同志として、お互いに、真摯に誠実に切磋琢磨していく。これこそ『人間教育』の真髓の魂であると、私は信ずるのです」とおっしゃっておられる。

この精神は創立者と教職員・学生のコラボレーションで校風・伝統としてキャンパスに満ち満ちている。そこで学び、活動し、切磋琢磨することにより、建学の精神が人格にまで昇華していくと言えます。極端に言えば、このキャンパスで呼吸するだけで、建学の精神が身につくと言っても過言ではありません。

創立者の警咳に親しく接し、その教えを直接受けられる機会をふんだんに持ち、かつ建学の精神が校風・伝統となって満ち満ちているこのキャンパスで学ぶ我々こそが、建学の精神をしっかりと体現して行く使命と責務があることを、まず確認したい。

## 2 志は実現されて初めて意味を持つ

### (1) 基礎からの実力の重要性

いくら立派な志を持っていても、それを実現していかなければ、絵に描いた餅に過ぎない。志は実現されて初めて意味を持ちます。逆に何かを実現したとしても、志の低い、あるいは志の無い実現であっては、世の中に弊害をもたらすだけです。この二つは、車の両輪と言えましょう。

高い志を実現するために必要なものは何か。言うまでも無く、それを実現する力、実力です。その実力は、日々の着実な実践から生まれます。

創立者は、この点に関連して、次のようなスピーチをされたことがあります<sup>35)</sup>。

「わが創価大学の『創価』とは、価値創造ということであります。〔中略〕

『創造』ということは、たんなるアイデアとは違うものであります。し

35) 第三回創大入学式（1973年4月9日）スピーチ「創造の人間たれ」。語らい1巻47頁〔57～58頁〕。

かし、一つのアイデアを生むことさえも、それには基礎からの十分な積み重ねが要求される。学問における創造は、それとは比較にならないほど基礎的实力を要求するのはいうまでもない。創造の仕事は高い山のようなものであり、それだけの高さに達するには、広い裾野と、堅固な地盤を必要とする。幅広い学問的知識と深みのある思索の基盤のうえに、初めて実りのある創造の仕事が出来るわけであります。」

## (2) 創立者の“戸田大学”での鍛え

創立者はまた、ご自分の青年時代の学問習得について、次のようなエピソードを話されたことがあります<sup>36)</sup>。

「戸田先生は、学校に行けない私に、毎朝のように、万般の学問を教えてくださいました。10年間、徹して私を鍛えてくださいましたのです。私自身、どんなに忙しくても、疲れていても、勉強だけは、読書だけは、やりぬいてきました。」

そして名誉学位をこのように多く受けることについて、「ただただ、この“戸田大学”の賜物であり、戸田先生の勝利である」とまで言われている。

まさに、学問に王道なしです。基礎からの地道な学問の実践の積み重ねによって、初めて大きな実力が身につくと言えます。

## 3 志が力を生む

もう一面、志を持つことが力を生む源泉になるという一面もあります。

創立者は、あるスピーチ<sup>37)</sup>で、19世紀のブラジルの文豪ジョゼ・デ・アレナルの「『力』は『志』から生まれる。いつも人間が、ひとつの目的に向かって、そのエネルギーを猛然と、そして忍耐強く発揮していくならば、いかなる障害も必ず、克服することができるのだ」との言葉を引用して「まったくその通りであります。私も、その決心でやってまいりました。」と、

36) 遼寧大学「名誉教授」称号授与式(2002年4月1日)スピーチ。語らい11巻5頁(10頁)。

37) 北マリアナ諸島連邦・北マリアナ大学「名誉教授」称号授与式(2001年7月19日)スピーチ。語らい9巻110頁(118頁～119頁)。

語られ、そのことを教えてくださいました。

また、あの東日本大震災により入学式が中止となり、授業開始が5月になってしまった年(2011年)の授業開始に当たっての創価大学・短大新入生の集いに寄られたメッセージで、次のように、激励してくださいました<sup>38)</sup>。

「皆さんの希望の門出に際し、私も学友として一緒に大学生生活をスタートするような心で、3点にわたってエールを送りたい」として、第1に「志を高く創造性を発揮せよ!」、第2に「新時代を開く友情の連帯を!」、第3に「負けじ魂で忍耐強く努力を!」の3点を贈ってください、第1について、16世紀の韓国の大学者・李栗谷(イユルゴク)の「学びを始めようとする者は、まさしく志を高く立てて、偉大な人物になることを自分自身に誓うべきである。少しでも卑下して、ひるむようなことがあってはならない」との至言を引用して、「自分を決めるのは自分であります。自分の志の高さが、自分という人間を高めてくれるのであります。青年にとって限界とは、自分で自分を卑下して低く決めつけてしまうことにはかなりません。『学ぶ』生命に諦めはありません。学んだ分だけ自分でなければ発揮し得ない創造性を開発することができるからであります。」

第3について、「今回、東日本大震災の被災地からも、最優秀の英才が入学してくれました。『英知を磨くは何のため』—皆さんが今、歯を食いしばって学びぬき、知性の実力を磨き上げていくなかに、未来を照らしゆく希望の旭日が赫々と昇ることを、私は確信してやみません。」「〔東北の碩学大槻文彦翁が祖父の教え「遂げずばやまじ」(成し遂げるまで止めない)の覚悟を持って偉業を達成した例を引き〕人類の精神的遺産とは、こうした先人たちの言い尽くせぬ忍耐と執念の努力によって築き上げられてきたものであります。その労苦と使命に思いをはせなが

38) 聖教新聞2011年5月9日。

ら、謙虚に真摯に研鑽を貫いていただきたい。そして君たち自身も今日から学生生活で、一生の使命の遺業を残しゆける土台を鍛え上げていただきたいのであります。」

事を為すにあたっては、高い志と真摯な研鑽がきわめて重要であることを、再度確認しておきたいと思います。

### 結びにかえて—創価大学法科大学院生の勝利を期待する

現在、法科大学院を取り巻く環境・状況は、かなり厳しい。合格者数や合格率の問題、司法修習生の給付制廃止の問題、卒業後の就職の問題等々、皆様方にとっても深刻な問題が横たわっております、

しかしながら、ピンチはチャンスと捕らえ、今こそ高い志を持った創価大学生の出番であると覚悟を決め、着実な実践を通して実力を養い、様々な障害を乗り越え、勝利していただきたい。

皆様の勝利が、法科大学院の勝利であり、創価大学の、そして創立者の勝利でもあります。そして、それが日本を、世界をより良い方向へ変えていくことに繋がると確信しております。

私も、及ばずながらお手伝いできることはさせていただきます。

皆様のご健闘と勝利を心から祈り、期待して、私の拙い最終講義を結ばせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

そして、関係者の皆様、長い間本当にありがとうございました。